



## NO.17 チェック介護保険

私達はこれまで、利用者さんの立場を守るということに最優先し、事業所が起すかもしれない万一の事故や人権侵害などについては、対応のひとつとして、保険加入の用意をしましたが、この逆の立場にたたされるという認識が少

### ◆立場を守る

思いもかけない事態に遭遇するのが人との関係です。在宅ケア活動は、双方の情報を完璧に提供しあって訪問させていただくわけではありませんが、全くの他人がお宅へ伺うことですから、お互いの信頼関係と対等な立場を守った上で、ケア活動が成り立っていると思っております。しかし、どこまでかと言えれば曖昧なことも確かです。この不確かな関係は、突如として人権侵害に及ぶような関係に変わる事もあることを、私達は知っておかなければなりませんでした。

### ワーカーの人権

同時に、会員の皆さんが、会が行うすべての活動に、内容の区別なく全員が取り組みました。「みんなで安心の窓口を地域に」を合言葉にこの会へ参加くださった会員の皆さんの活動は、まごころの大きな財産です。

しかけていたようでした。一方的に受ける名誉棄損、人権侵害にかかわるような精神的被害は、保険などで基本的に償えないものですが、現在、利用者さんには人権侵害に関する保険があっても、ワーカーさんに関しては、この保険が殆どないのが実情です。ワーカーさんへの具体的にどんな補償があるかといえば、介護時の事故・通院・死亡補償に関するもののみです。

### ◆担い手への処遇

人権侵害への補償は目に見える具体的なものは全くなく、誠心誠意、会としてこの対応に当たることを示す以外は皆無です。利用者さんを守ることに注目が集まっていますが、事業所並びにワーカーさんの精神的被害が殆ど守られていないのが実情です。ホームヘルパーという仕事は、とても大切な仕事です。にもかかわらず、今、ワーカーさんが置かれている立場は、極めて弱い立場

今、介護保険はおおかたはそういうところで、国の施策である制度が支えられていると言っても過言ではありません。当会も、NPO法人で助け合いの活動と介護保険事業所との車の両輪で行う小さな組織です。小さな組織だからこそ出来るきめ細かな支援、生活者にはそれが必要だと思ひ、ワーカーさん方にはどんなケアにも対応していただきます。

そういうワーカーさん方に事業所として、しっかりとした体制にしたいことに強い責任を感じています。同時に、ワーカーさんを支える体制を強化していけるような介護保険制度の仕組みになってほしいと思わざるをえません。

### ◆安心して

ケア活動が出来る体制は、今年、一宮市の委託介護講座に加えて、まごころ主催で介護講座を連区毎に開催します。小人数でいろんな問題が出し合える無料講座にしていきたく思います。本年は、三連区を予定。



◆新規事業は連区毎に  
小さな講座開催  
今年、一宮市の委託介護講座に加えて、まごころ主催で介護講座を連区毎に開催します。小人数でいろんな問題が出し合える無料講座にしていきたく思います。本年は、三連区を予定。

## ◆◆総会開催

特定非営利活動法人「尾張地域福祉を考える会まごころ」

会は、五月六日(日)八回目の総会を行いました。今回の総会は、会が長い時間をかけて議論、検討してスタートさせたNPO法人としての事業計画(介護保険事業や委託事業)を本来事業(公益事業)の一つとして選択した結果を振り返る大事な総会となりました。事業、活動報告と会計報告、事業、活動計画と収支予算の審議が行われ、満場一致で承認されました。総会後の交流会には当会の「ミニデイサービスまごころ」に参加の皆様による「まごころ歌舞団」の発表会も行われ、会員一同大きなパワーをいただき感謝。全員一緒に食事をいただきながら和やかなうちに終了しました。

### ◆活動の広がり

平成十二年度は、有償の在宅支援や無償のミニデイサービス活動、加えて委託介護事業等助け合い活動と介護保険との両方から介護の問題を考へることが出来、学ぶことの多い一年でした。

### ◆活動を振り返ると

①問題提起  
介護保険の現場にかかわることで、制度の問題点がより明確になり、より良い介護保険に向けて、少しでもありますが問題発信が出来ました。

### ②きめ細かなサービス

介護保険だけではカバーしきれない部分(限度額を越えた在宅サービスや移送サービス)を助け合い活動で支援が出来ました。

### ③介護保険事業から

助け合い活動へ  
多額な補填

これまで経済的基盤が脆弱なため、助け合い活動の体制が不十分でしたが、介護保険事業による助け合い活動への経済的補填は事務局スタッフへの給与、福利厚生、より良いミニデイサービス活動のための備品の充実、さらに啓蒙啓発活動等、有償、無償の活動を支える大きな存在となりました。

### ◆この補填額にも課税

NPO法人に何故?

NPO法人が行うわずかな介護保険事業には課税され、

### ◆新規事業は連区毎に 小さな講座開催

今年、一宮市の委託介護講座に加えて、まごころ主催で介護講座を連区毎に開催します。小人数でいろんな問題が出し合える無料講座にしていきたく思います。本年は、三連区を予定。

社会福祉法人が行う億単位の介護保険事業には非課税。法人市県民税も同じ処遇です。どうにも納得がいきません。私達は、財政基盤軟弱な助け合い活動へ資金補填のため法人事業を行っています。措置の時代、当会では日曜祭日、お盆お正月や感染症のケア等制度の狭間のケアを助け合い活動で行って来ました。今も、介護保険の限度額を越える方へ有償のサービスの提供や移送サービス、無償のミニデイサービスなどの枠外サービスを行っています。すなわち、介護保険事業をまわりからサポートしているといってもいいと思います。所得があれば税を払うのが当然です。当会では平成十三年度の租税公課欄に百四十万円近い税額をあげています。必要なものは払いますが、この措置はどうしても不公平税制としか思えないのです。私達はNPO法人への課税に反対します。